

表 8-2-1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分			影響要因の区分							工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由			
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	切土工等又は既存の工作物の除去	置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	道路(地表式又は掘割式)の存在	在道路(嵩上式)の存在	在道路(地下式)の存在	自動車の走行	道路(地表式又は掘割式)の存在	在道路(嵩上式)の存在	在道路(地下式)の存在		自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○												●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、項目として選定します。			
			浮遊粒子状物質	○	○														●		
			粉じん等	●	●																
		騒音	騒音	●	●														●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じんの影響が考えられるため、項目として選定します。 ※1 「トンネル工事の実施」による騒音は、「建設機械の稼働」の項目において検討する	
		低周波音	低周波音																○	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の自動車の走行に係る低周波音の影響が考えられるため、項目として選定します。 ※2 「道路(嵩上式)の存在」による低周波音は、「自動車の走行」の項目において検討する	
	振動	振動	●	●													●		事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る振動の影響が考えられるため、項目として選定します。		
	水環境	水質	水の濁り				○	○	○											事業実施区域及びその周囲には、河川等の公共用水域が存在し、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び水底の掘削）に係る濁水の影響が考えられるため、項目として選定します。	
			水の汚れ																	○	事業実施区域及びその周囲には、河川等の公共用水域が存在し、水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事によるアルカリ水の影響が考えられるため、項目として選定します。
		水象	河川及び湖沼				○													○	事業実施区域及びその周囲には、河川等の利用が認められ、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在に係る河川の流量等への影響が考えられるため、項目として選定します。
			地下水				○													○	事業実施区域及びその周囲には、温泉源泉の存在及び地下水の利用が認められ、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在に係る地下水への影響が考えられるため、項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質※3	重要な地形及び地質																	●	事業実施区域及びその周囲には、重要な地形・地質が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る重要な地形・地質への影響が考えられるため、項目として選定します。 ※3 地形・地質については、水象（地下水）等の検討の中で調査し、予測評価において考慮しながら検討するとともに、周辺の災害危険地形等の状況を把握し、安全に配慮した構造を検討する ※4 「切土工等又は既存の工作物の除去」「トンネル工事の実施」による影響は「工事施工ヤードの設置」「工事用道路等の設置」の項目において検討し、「道路(地下式)の存在」による影響は工事中の改変として検討する
			日照阻害																	●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害の影響が考えられるため、項目として選定します。
		電波障害																	○	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る電波障害の影響が考えられるため、項目として選定します。	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○																●	事業実施区域及びその周囲には、重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式及び地下式）の存在に係る動物への影響が考えられるため、項目として選定します。 ※5 「水底の掘削」による影響は、工事の実施の「工事施工ヤードの設置」「工事用道路等の設置」の項目において検討する ※6 ロードキルを含む供用後の影響は、供用後の「道路(地表式又は掘割式、嵩上式及び地下式)の存在」の項目において検討する
		植物	重要な種及び群落																	●	事業実施区域及びその周囲には、重要な種及び群落が確認されており、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式及び地下式）の存在に係る植物への影響が考えられるため、項目として選定します。
生態系		地域を特徴づける生態系																●	事業実施区域及びその周囲には、地域を特徴づける生態系を構成する動物及び植物の生息及び生育基盤が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式及び地下式）の存在に係る植物への影響が考えられるため、項目として選定します。		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価される	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景																●	事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点及び景観資源、景観計画区域等が存在し、供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観への影響が考えられるため、項目として選定します。		

べき環境要素		観													
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								●					事業実施区域及びその周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、項目として選定します。
	文化財	文化財					○			○					事業実施区域及びその周囲には、文化財が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工所用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る文化財への影響が考えられるため、項目として選定します。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				●								※7	対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）により、建設副産物の発生が考えられるため、項目として選定します。 ※7 「トンネル工事の実施」による建設副産物の発生は、「切土工等又は既存の工作物の除去」の項目において検討する

注) ●：省令の参考項目として選定する項目
 -：省令の参考項目であるが選定しない項目
 ○：参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び県条例技術指針を勘案し追加して選定する項目